

論 説

マグナ・カルタと六角氏式目
——日本国憲法の歴史的起源を訪ねて——

水 林 彪

はじめに

I マグナ・カルタ (1215年)

II 六角氏式目 (1567年)

結 び

本稿は、2015年度の早稲田大学法学部・横川敏雄記念公開講座「マグナ・カルタ800周年 人権保障の過去・現在・未来」における私の担当回（7月4日）の講義用原稿を大幅に書き直して成稿したものである。この作業を行うにあたり、話し言葉を書き言葉に改めることも考えたが、公開講座の雰囲気少しでも保存するために、話し言葉のままとした。

本稿を、敬愛する小口彦太先輩に捧げる。本誌編集部から小口先輩の古稀記念号への寄稿のお誘いをいただいた時、私は、すぐさま、筐底にしばらくの間眠っていた「マグナ・カルタと六角氏式目」と題するこの原稿のことを思い出し、これを論文に仕上げ、先輩に献呈しようと思立ったのであった。そのように気持ちが高揚したのは、小口先輩が、中国法史・中国法の専門家でありながらも、日本法史への関心も深く、しかも、「道理」の語によって象徴される日本中世法の世界を切り開いた北条泰時を大いに好み、この世界を破壊しつくした信長・秀吉・家康などの天下人を嫌悪するという精神の持ち主であることを知っていたからである。先輩は、しばしば「私は法が大好き」と言われるが、その場合の「法」とは、徳川将軍が「法を以て理を破

り、理を以て法を破らず」(元和武家諸法度)と述べた場合の「法」(法度)ではなく、御成敗式目を制定した鎌倉武士たちが、その起請文において、「およそ評定の間、理非においては親疎あるべからず、好悪あるべからず。ただ道理の推すところ、心中の存知、傍輩を憚らず、権門を恐れず、詞を出すべきなり」と述べた時の「道理」のことにほかならない。その「道理」の世界について、私は、公開講座の講義において、六角氏式目を素材として論じたばかりであったから、その原稿を完成させることが、小口先輩の古稀をお祝いするために私がとりうる最良の選択ではないかと思ったのである。原稿を調べつつ、私は、ともに大学院生であったころから今日に至るまでの長きにわたって、万のことに親しく論じあったことをなつかしく思い起こした。その意味でも、本稿の執筆は楽しい仕事であった。

小口先輩にあられては、ますますお元気に活躍されますように。

はじめに

(一) 今年、マグナ・カルタ800周年の年にあたります。早稲田大学法学部は、これを記念し、「横川敏雄記念公開講座」の本年度企画として、「マグナ・カルタ800周年 人権保障の過去・現在・未来」の連続講義を行うことにいたしました。

この公開講座の企画者・責任者をされている中村民雄教授は、最初の講義の冒頭で、連続講義の目的を、「超時空的価値」を有するマグナ・カルタの原理すなわち「法の支配」と不可侵の法的利益(後に「人権」)の「過去・現在・未来」について考えることだと述べ、その「過去」についての説明として、大づかみに、次のような歴史の流れを描かれました。
 〈(1)1215年イギリス「マグナ・カルタ」(王の恣意的権力の抑制・「法の支配」・古き良き慣習と権利の裁判的保障)→(2)1688年イギリス「権利章典」(「国会主権」とコモン・ローの下での「市民的自由 civil liberties」の保障)→(3)18世紀末アメリカ・フランスの成文憲法(権力の抑制と人権保障=近代立憲

秩序) → (4)1948年「世界人権宣言」と各国戦後憲法 → (5)1950年署名「欧州人権条約」 → (6)1966年署名「国連社会権規約・自由権規約」 → (7)1969年署名「米州人権条約」。私たちの日本国憲法は、この中の(4)の「各国戦後憲法」の一つであります。すなわち、「各国戦後憲法」とは、フランス第4共和制憲法(1946年10月27日)、日本国憲法(1946年11月3日)、イタリア共和国憲法(1947年12月27日)、ドイツ連邦共和国基本法(1949年5月23日)などです。要するに、日本国憲法における「法の支配」と「不可侵の人権」は、マグナ・カルタに由来するということでもあります。

(二) マグナ・カルタの原理は、「立憲主義」と言い換えることができます。「立憲主義」という言葉は、最近、学術書のみならず、新聞紙上やテレビの報道番組などでも見聞きするようになりました。その分、意味が曖昧になる傾向がありますが、ここでは、次のように定義しておくことにいたします。「政治社会の形成にあたり、これに組み込まれることになる各社会成員の権利ないし自由を最大限に保障することを最も重要な目的として設定し、この目的実現に資するような仕方で権力秩序(国制)を編成しようとする法原理」。さきほど申しましたように、中村教授によれば、マグナ・カルタの原理は「法の支配」と「不可侵の法的利益」の二語に要約されるわけですが、このうち、「不可侵の法的利益」は、立憲主義に関する上記定義のうちの「各社会成員の権利ないし自由」と、「法の支配」は「各社会成員の権利ないし自由の尊重という目的に資するような仕方で権力秩序(国制)を編成しようとする」ことに対応します。このように考えて、以下では、マグナ・カルタの原理を、文脈によっては、立憲主義とよぶことにしたいと思います。

マグナ・カルタの立憲主義は、近代立憲主義と同じではありません。近代立憲主義との対比で、中世立憲主義と言うべきものです。では、両者の違いはどこにあるのでしょうか。まず、「各社会成員の権利ないし自由」について、重要な相違があります。近代立憲主義における「権利ないし自由」とは、全ての人々が、独立の個人として、自身の人格(身体と精神)

および財産に対して、他者（他人および国家）から干渉を受けることなく、自律的な支配を行ないうることであるのに対して、中世立憲主義における「権利ないし自由」は、領主が所領とそこに居住する領民に対して、他者（他人および王）から干渉を受けることなく、自律的な支配を行うことであります。以上のことに連動して、「権力秩序（国制）」の編成の仕方にも違いが生まれます。近代立憲主義における権力秩序は国民主権や三権分立ですが、中世立憲主義におけるそれは、領主たちが互いの所領支配の自律性を承認しあうこと、および、王の統治が領主達の助言と同意によって行われること——その制度化が身分制議会——であります。

以上のように、中世立憲主義と近代立憲主義とは、「権利ないし自由」と「権力秩序（国制）」双方の内容において、性質を異にするのですが、しかし、繰り返しになりますが、「政治社会の形成にあたり、これに組み込まれることになる各社会成員の権利ないし自由を最大限に保障することを最も重要な目的として設定し、この目的実現に資するような仕方で権力秩序（国制）を編成しようとする法原理」という限りにおいては、同じものであります。その同一性の部分を、私は「立憲主義」と概念化しておきたいと思うわけです。以上のように考えることによって、中村教授の言われる、〈マグナ・カルタ→米仏近代憲法→日本国憲法などの戦後各国諸憲法→国連社会権規約・自由権規約など〉の歴史は、立憲主義の形成と発展の歴史として理解されることとなります。

(三) 日本国憲法における立憲主義原理は、たしかに、マグナ・カルタを起点とするということができのですが、しかし、私のこの講義では、いま一つの源流として、マグナ・カルタにも比せられるべき、わが国に自生的に展開した中世立憲主義に着目したいと思います。「日本のマグナ・カルタ的伝統」と言い換えてもよいかもしれません。ただし、この表現の意味は、「かつて、日本に、イギリスのマグナ・カルタが継受され、それが一つの伝統となって今日に至っている」というようなことではありません。マグナ・カルタに相通ずる法観念とこれに基づく実定法が日本の中世

にも、全く自生的内発的な仕方 で存在したということ、これと日本国憲法とは、外見においては、直接的な系譜関係にはないけれども、日本国憲法の内に宿る精神に着目するならば、日本国憲法は、日本中世の法原理のきわめて重要な部分を受け継ぐものである、ということをお話したいということでもあります。具体的にいいますと、本講義の後半では、わが国における中世立憲主義法典の典型と云う六角氏式目を取り上げます。これは、16世紀に近江国南半分を支配していた戦国大名六角氏が、1567年（永禄10）に制定した大名領国法でした。詳細は、後に説明することにいたします。

この講義の主題の一つを六角氏式目に定めるにあたり、私は、自由民主党の「日本国憲法改正草案」（2012年）の存在を強く意識いたしました。なぜならば、この草案は、中村教授が示された全地球的規模での憲法史の流れに正面から抗おうとする、反立憲主義の思想にもとづく「憲法草案」だからです。今少し具体的に説明しましょう。自民党改憲草案を支配する思想が反立憲主義にあると考えられる根拠は、次の点にあります。すなわち、(1)日本国憲法が「人類普遍の原理」という語によって表明した天賦人権思想（自然権思想）を意識的に否定し、これにかえて、「固有の文化」や「天皇を戴く国家」という特殊日本の観念を前面に押し出し、憲法の究極目的を——人々の基本的人権の保障ではなく——「良き伝統と我々の国家を末永く子孫に継承する」ことに求めていること（前文）、(2)そのことの一環として、日本国憲法における人権の制約原理たる「公共の福祉」にかえて、「公の秩序」を持ち出していること（12条、13条、21条、29条など。「公共の福祉」による人権の制約は、「他人の自由を侵すような自由は認められない」という近代立憲主義の思想そのものを表明するが、「公の秩序」による人権の制約は、国家的利益の観点からなされることを意味する。わが国における「公」は、伝統的に、「人々一般」「皆」を示すものではなく、反対に、天皇、将軍、国家などの権力を指示する語であった）、(3)憲法の名宛人の第一に国民をあげ、憲法を、国民の行為規範（その中心には、上記の「良き伝統

と我々の国家を末永く子孫に継承する」ための義務が据えられることになる)を定める法と観念していること(102条)、などであります。そして、自民党改憲草案は、以上のような反立憲主義思想の正当性を、わが国の「長い歴史と固有の文化」に求めました(前文)。

はたして、わが国の「長い歴史と固有の文化」は、本当に、反立憲主義であるのか——、私がこの講義の主題を六角氏式目の考察にあてることにした最も大きな動機は、この命題を学問的に検証し、批判したいということでした。以下、Ⅰマグナ・カルタ、Ⅱ六角氏式目、の順でお話すること⁽¹⁾にいたします。

Ⅰ マグナ・カルタ (1215年)

1 マグナ・カルタの形式

マグナ・カルタは王の制定法⁽²⁾でした。このことは、「汝らは、(中略)朕が以下に記したごとく与えたことを、了知すべきである」という前文中の文章や、「上記のすべては、(中略)朕の治世第17年6月15日、…ラニミードとよばれる牧草地で——上記の、および、その他の多くの者が証人となり——朕の手により下賜される」という最終章(第63条)に見られるジョン王の言葉に表現されています。

しかし、第63条の上記中略部分に着目すると、王の制定法という性格付けだけでは、マグナ・カルタの形式を捉え切っていないことが知られます。中略部分を含めてあらためて第63条を引用してみます。「上記のすべては、誠意をもって、かつ悪意なく遵守されるであろうことが、朕の側からも、またバロンたちの側からも誓約された。朕の治世第17年6月15日、…ラニミードとよばれる牧草地で——上記の、および、その他の多くの者が証人となり——朕の手により下賜される」。王とバロン(王から直接に封を受けている臣下)たち双方の誓約について言及する傍線を施した部分(先の引用では省略した部分)は、マグナ・カルタが両当事者の間での契約

であることを示しています。

「王と臣下たちとの契約にもとづく王の制定法」という中世立憲主義の法形式は、近代立憲主義においては、「人々の社会契約にもとづく国民議会の制定法」という法形式（フランスにおける1789年人権宣言、1791年憲法）に転化していきますが、このことはともかくとして、以上のようなマグナ・カルタの法形式を、ここで、しっかりと記憶にとどめておいて下さい。後に、わが国における中世立憲主義の典型例として、六角氏式目（1567年）についてお話することになりますが、結論をあらかじめ述べるならば、この式目も、マグナ・カルタ同様、王（大名）と臣下（家臣団）との契約を基礎とする、王（大名）の制定法だったからです。

マグナ・カルタは、章や節などの区分を設けることなく、前文および全67箇条を単に並べる体裁をとっていますが、しかし、内容に着目しますと、いくつかのグループに整理することができます。表1をご覧ください。これは、マグナ・カルタの諸条文を、内容に着目してグルーピングしてみたものです。ご覧のように、67の条文は無秩序に並んでいるのではなく、基本的には、共通の事柄を扱う条文が塊をなして配置されていることがわかります。別の言葉で表現するならば、体系化が志向されているわけです。しかし、その一方で、この表は、体系化の試みが不徹底であることも示しています。同じグループに属すべき諸条文が離ればなれに置かれているからです。このことは、マックス・ヴェーバーが言う意味での法的思考の合理化が、マグナ・カルタにおいては、体系化志向という形で認められるものの、それが成熟したものにはなっていないことを意味します。西欧において、法的思考の高度の合理化——法的諸概念の体系的整序——が初めて果たされたのは、フランスにおいてでありました（1789年人権宣言・1791年憲法、1804年民法典⁽³⁾など）。中世立憲主義から近代立憲主義への変化は、法の合理化・体系化の成熟でもありました。

表 1 マグナ・カルタの概要 (内容別整理)

(1) 総論

グループの主題	条文番号	各条文の主題	概要
教会および王国自由人の自由	前文	マグナ・カルタ制定の経緯	教会の司教および家臣たちの助言に基づき、以下のマグナ・カルタを司教・臣下たちに与える。
	1	自由	教会と王国自由人の自由の保障
	63	マグナ・カルタの成立	ジョン王は臣下たちがそれぞれの特権・自由を保持することを承認し、そのことについて王と臣下双方が宣誓し、これをふまえて、臣下たちの特権・自由を保障するこの文書が、王から臣下へ下賜される。

(2) 領主の家と所領の自由

①臣下の死を契機とする王権の臣下の家に対する介入の禁止	2	相続上納金	バロンらの相続上納金の恣意的賦課の禁止
	3	同上	後見に服したものの相続上納金の免除
	4	未成年相続人の後見人	相続人の土地の後見人の権利と義務
	5	同上	土地の後見人の地上工作物などの維持義務、相続人が成年になった時の後見人の土地返還義務
	6	相続人(被後見人)の婚姻	品位を落とす婚姻(身分違いの婚姻など)の強制的禁止
	7	寡婦の財産権	王による寡婦の財産権の侵害の禁止
	8	寡婦の婚姻	王による寡婦の再婚強制的禁止
	27	無遺言相続	教会の監視のもと、死者の親族・友人により分配するべきである。
	37	王に後見権がない場合	王のみならず他の領主から封地を得ている者が死亡したとき、その相続人に対して、王は、後見権をもたない。
	43	復帰所領の相続	王以外の封主(A)から与えられていた領地が、Aから王へと復帰し、Aの封臣Bが王の封臣となったとしても、Bの相続人は、王に対して、Aに対する相続上納金と異なる額の上納金や奉仕を義務づけられない。
②恣意的賦課の禁止	12	盾金・援助金	この賦課の決定は王国の一般評議を経るべきこと
	14	課税の前提としての評議	援助金・盾金賦課に際して評議するために、聖職者と貴族を個別に召集
	15	下位の受封者の自由	下位の受封者も恣意的賦課から自由であること(12・14の補遺)
	16	騎士封地・自由保有地	これらに当然に義務づけられる奉仕以外の賦課の禁止
	23	河川堤防工事	いかなる町・人も堤防工事を強制されない。
	28	徴発	王の執行吏(城代など)は、穀物その他の食料の徴発を行ってはならない。
	29	王の城砦の守備義務	守備義務にかわる金銭徴収の禁止、従軍による守備義務の免除
	30	馬・荷車の徴発の禁止	シェリフらが、自由人の馬・荷車を、自由人の意思に反して徴発することの禁止
31	材木の徴発の禁止	執行吏が、王の所有ではない材木を、所有者の意思に反して徴発することの禁止	
32	重罪者の土地	重罪者の土地を王が1年1日を越えて保有することの禁止、その封地の封主への返還	
③領主裁判権の保障	34	プレシビ令状の禁止	プレシビ令状(領主裁判所から王裁判所への事件の移送命令)という形で領主裁判権の剥奪の禁止
④領主の私的教会支配の保障	46	バロン(王の受封者)の大修道院に対する支配権	大修道院を建てたバロンは、院長空席の間、修道院に対する後見権を有する。

(3) 都市・商人

①都市の自由	13	都市の特権	ロンドンその他の諸都市の特権と自由な慣習的権利の保障
②出入国の自由	41	商人の出入国の自由	商人は、古来の正当な賦課金を支払うならば、不正な料金を課されることなく、自由に出入国できる。
	42	一般人の出入国の自由	商人以外の人々も、戦時の短期間をのぞき、出入国することができる。

(4) 王の債務者

	9	王が債権者の場合	債務者の家財が債務弁済に十分な場合、土地・年貢の差押をしてはならない。
	10	貸金の利息	ユダヤ人債権者が未成年相続人から利息をとることの禁止。その債権を王が取得した場合も同様に利息取得不可。
	11	債務者死亡の場合	債務者が死亡した場合、債務者の妻は責任を負わない。未成年者のための資産も確保する。
	26	王の債務者の動産差押	王の債務者に対する動産差押の手続

(5) 刑罰

	20	犯罪と刑罰の均衡	罰金は罪の程度に対応すべし。自由人には体面上必要な物、商人は商品、領民は農耕具を没収されない。
	22	聖職者に対する罰金	聖職者の世俗財産に対してのみ罰金が科せられる。

(6) 裁判

①裁判所管轄	17	一般訴訟の開催場所	王が特別の利害を有しない訴訟の法廷は、王の移動に随行せず、一定の場所で開催される。
	18	不動産占有回復訴訟	年に4度、州裁判所において開廷される。
	19	同上	上記開廷日に処理できない事件が残った場合の措置
	44	王の林野裁判所	林野地域（コモンローではなく、林野法が適用される）の外に住む人々は、王の林野裁判所の裁判を受けない。
②裁判官有資格者	24	王冠訴訟の開廷者	シェリフ、城代、コローナーなど地方務官吏は王冠訴訟を開廷することができない。
	38	王の執行吏による訴訟	執行吏単独では——すなわち、信用できる証人なしには——、訴訟を起こすことができない
③同輩による裁判	21	同輩による裁判	伯・バロンは、同輩の裁判による場合にのみ、かつ、その罪の程度に応じて、罰金刑が科せられる
	39	同上	自由人は、同輩の合法的裁判と国法によるのでなければ、逮捕・投獄などをされない。
④裁判する義務	40	適切に裁判する義務	王は裁判を拒否したり、遅延させたりしてはならない。高い代金を支払わなければ裁判を受けられない、ということがあってはならない。
⑤裁判官の資質	45	王による裁判官らの任命	王は、王国の法を知り、これを遵守する者だけを、裁判官、城代、シェリフ、執行吏に任命する。
⑥その他	36	生命・四肢令状	決闘裁判を回避するための生命・四肢令状を拒否してはならない。

(7) 悪政の是正措置

①林野指定	47	ジョン王の林野指定の無効	ジョン王の時代になされた林野指定は、ただちに解除される。
	48	林野地の悪慣習の廃止	林野地およびそこでの王の官吏たちにかかわる悪慣習は廃止される。
	53	先代の林野指定、後見権など	このことについて、苦情をのべる者たちに、完全な正義をあたえる。
②不当に没収された物の返還	49	人質と証文の返還	イングランド人からジョン王に引き渡されていた人質と証文は返還される。
	52	王による土地侵奪	同輩による裁判なしに、ジョン王によって侵奪された土地などは、ただちに返還される。
	55	国法に反して支払われた負担金	これは、全面的に免除される。
③寵臣などの排除	50	王の寵臣の排除	ジョン王の寵臣アテー一族を王の執行職から完全に追放する。
	51	外国の武人の追放	ジョン王の暴政の担い手たる外人軍隊を解除し、当該軍人を追放する。
④臣下の行為の許容	62	臣下たちの行為の許容	臣下たちのこの間の犯罪を含む行為を、完全に許す。

(8) 外国人などの権利

	56	ウエールズ人の権利 1	ジョン王が、ウエールズ人から、その同輩の合法的裁判なしに奪った土地・財産は、ただちに返還される。
	57	ウエールズ人の権利 2	先帝（父ヘンリー2世、兄リチャード）が上記と同様のことをした場合も、同じ。
	58	ウエールズ人の権利 3	ウエールズのすべての人質・証文はただちに返還される。
	59	スコットランド王	スコットランドの王に対する人質を返還する。彼の特権については、イングランドのバロンの場合と同様の手続によるものとする。
	60	臣下の臣下の権利	ジョン王が臣下に対して認めた慣習的権利・特権は、各臣下とそれぞれの臣下との関係でも妥当する。

(9) 統治機構——バロンたちの権力

	61	人々の自由と権利を保障するための方式	25人のバロンによる王に対する強制措置
--	----	--------------------	---------------------

(10) その他

	25	古来の年貢額の固定	王直属所領を除き、年貢額は古来のままとする。
	33	河川からの魚梁の撤去	河川交通を妨げる魚梁設置の禁止
	35	柁などの統一	葡萄酒・穀物などを測る柁、布地を測る物差しなどの統一
	54	女性の私訴対象者の権利	夫以外の者の死に関して婦人が私訴をなした場合、被告はそのことによって、逮捕・投獄されることはない。

2 マグナ・カルタの内容

次に、マグナ・カルタの内容について考えてみましょう。再び表1をご覧下さい。グループ単位に簡単に説明いたします。

(1) 最初のグループは、前文、冒頭条文、そして最後の条文からなるもので、ジョン王が教会と王国自由人の自由を保障することを誓約するという内容です。これは、マグナ・カルタの精神を要約するものです。

(2) 次のグループは、バロンを中心とする領主層の家と所領の自由を保障する条文群です。このグループは、さらに、以下の4つの小グループに細分化されます。すなわち、①臣下の死を契機に、王権が臣下の家に介入することの禁止、②恣意的賦課の禁止、③領主裁判権の保障、④領主の私的教会支配の保障。

以上の小グループのうち、②③④については、特に説明を加えなくとも、おおよその内容は理解していただけるかと思います。①については、多少の説明が必要でしょう。王は、臣下の死を契機に、しばしば、その臣下の家政に介入しました。具体的には、相続税を不当に課す、寡婦の財産を略取する、相続人が未成年の場合、王の息のかかった後見人を通じて、臣下の家の財産を略取する、未成年や寡婦に婚姻を強制する、などです。ここで婚姻問題が登場するのは、身分制社会において、婚姻は政治の手段となるからでしょう。臣下の相続人に対して王が特定の婚姻を強制することは、王権の伸張の試みの一つとなります。第6条および第8条は、それを禁止しようというわけです。

(3) 条文数は少ないが、都市ないし商人の自由の保障が規定されていることは、いろいろの意味で重要です。この条文の背後には、ジョン王を屈服させることを可能にした領主と商人の政治的同盟がありました。また、これによって、商品経済——といっても、資本主義的商品経済ではないことはもちろん、これに連なっていくものでもありませんが——が発展していくための条件の一つが充足されました。第41条は、商人一般の出入国の自由を定めていますが、その中心にあるのは、友好国の商人の自由で

あったようです。それまで、法ではなく王の愛顧に依存するだけであった外国商人に対して、本条文は、法的な自由を保障することになりました。第42条は、いかなる人についても出入国の自由を保障するという文言になっていますが、この規定によって恩恵を特に蒙ったのは、聖職者だったようです。これによって、聖職者は、それまで禁止されていた、王の許可なしにローマに赴くことが、できるようになったからです。

(4) 債権債務関係に関する条文は、王以外のものが債権者である場合の債権者の行為の規制も目的としています。王が債権者である場合も想定し、債権実現の仕方に縛りをかけています。

(5) 刑罰に関する条文は、私にとっては意外でしたが、わずか2箇条です。それは、犯罪と刑罰とを具体的に定めることを課題としなかったことによります。マグナ・カルタは、犯罪と刑罰の均衡という一般的大原則をうたうにとどめました。

(6) 刑事実体法の条文の少なさは、刑事手続法の諸規定によって補われたとすることができるように思います。裁判について規定した条文群がそれです。これらの条文の中で、とくに、21条と39条が定めた同輩者の合法的裁判条項が重要です。特に39条は、その後の歴史においてきわめて重要な意味を与えられ、今日でも現行法として生きている条文です。

(7) ジョン王の悪政の是正措置に関する条文は、ジョン王が人々の反感をかうようになった政治が具体的にどのようなものであったのかを示しています。

(8) イングランドのバロン以外の人々の権利を保障しようとした一連の条文は、バロンたちがジョン王との闘いを勝利に導くために、幅広い連帯の必要性を認めていたことを示唆しています。

(9) 最後は、マグナ・カルタを実効あらしめるための制度的措置についてです。わずか一箇条からなるグループですが——ただし、最も長い条文です——、ある意味では、他の62箇条全部を合わせたものと同じ重みをもつとも言いうるものです。なぜならば、臣下たちの権利・自由について

て規定した諸条文は、これを実効あらしめる措置を伴わなければ、画餅にすぎないものになるからです。したがって、この第61条と他の諸条文との関係は、近代憲法における統治機構関連規定と人権規定との関係と同様である、とすることができます。人権規定だけでは、人権侵害事件が生じたときに、被侵害者が何によって救済されるのかを知ることができません。統治機構とくに裁判所という人権救済機構について憲法が定めることによって、人権規定は実効あるものになるわけです。

さて、その第61条ですが、臣下の権利・自由を実際に保障するための措置として、おおよそ、次のようなことを定めました。

- ① バロンたちは、自分たちの中から25人のバロンを選出する。この25人のバロンは、みずから、平和と臣下の権利・自由を尊重し確保するとともに、王に対して、それらを尊重せしめねばならない。それは、以下の②から⑦に記したような仕方ではなされる。
- ② 王・王の最高法官・王の諸役人がある人に対して、平和または権利・自由を侵犯し、そのことが25人のバロンのうちの4人に通告された場合、4人のバロンは、王のもとに赴き、王に対して王が非行をなしていることを告げ、ただちに改めることを要求する。
- ③ 王に対して上記のことが告げられてから40日間のうちに非行が改められない場合には、4人のバロンは、事件を25人のバロン全員に付託する。そして、この25人のバロンは、王の非行が正されるまで、あらゆる可能な手段（城、土地、財産の差押など）を用いて、王を苦しめ、圧力をかける。
- ④ この国で希望する者は誰でも、上記のことを実行に移すために、25人のバロンの指示に従い、25人とともに、力を尽くして王を苦しめるであろうことを宣誓することができる。
- ⑤ 25人のバロンのうちに欠員が生じた場合には、残るバロンたちが他の者を選出し、欠員を補充する。
- ⑥ 25人の間に意見の不一致が生じた場合は、出席者の多数決をもつ

て決し、その決定は25人全員の一致した見解として扱う。

- ⑦ 25人は、以上のことを誠実に遵守することを宣誓する。
- ⑧ 王もまた、マグナ・カルタにおいて承認された臣下の権利・自由を、取消したり、その範囲を縮小するようなことはしない。

この条文をみますと、マグナ・カルタ体制における事実上の最高権力は、25人のバロンたちに帰属していると言えるように思います。

総じて、マグナ・カルタのほとんどの条文は、王を名宛人として、教会や世俗領主たちの特権ないし自由を守るために、王の統治のあり方に厳しい制約を加えるものでありました。そして、そのことを保障するために、バロン層は、事実上の最高権力を掌握しようとしたのでした。

3 マグナ・カルタの成立

(一) マグナ・カルタは、どのような経緯で成立したのか。この章の最後に、このことについて簡単に触れておきたいと思います。

マグナ・カルタの成立を、政治史という観点からみるならば、直接の起点は、マグナ・カルタを発布したジョン王の即位（1199年）に求められます。ジョン王は、以下に述べます3つの点で失政を重ね、バロン層の反感を買うようになりました。1つは、即位後すぐに、彼らの諸特権を侵害する政治を始めたことです。マグナ・カルタで確認されたバロン達の諸権利を思い出して下さい。それらは、ジョン王が侵してきたもののカタログにほかなりません。第2に、ローマ教皇との対立です。大司教ウォルタの死により空位となっていたカンタベリー大司教の座に誰を据えるかという人事問題について、ジョン王は、教皇イノケンティウス3世と激しく対立するようになり、教皇は、ついに、全イギリス国民に対して、国王に対する忠誠義務を免除すると宣言するに至りました。甚だしい権威失墜です。最後に第3として、フランスとの戦争において、領地を大きく喪失したことです。ジョン王は、フランス・カペ朝のもとでのアンジュー伯のままです。イングランドの王となったヘンリー2世（フランス語ではアンリ、イングラン

ドのプランタジネット朝初代)の子ですから、即位当初は、イングランドのみならず、現フランス領土のきわめて大きな部分(北はノルマンディ、ブルターニュから、南は現スペイン領に接するアキテーヌ、ガスコーニュまでの西半分)を領していました。しかし、時のフランス王フィリップ2世尊厳王(オーギュスト)との幾たびにもわたる戦争にことごとく敗北し、マグナ・カルタの前年の2014年の時点では、フランスにおける領地のほとんどを喪失しておりました。これとは反対に、フランスのフィリップ尊厳王は、当初パリやオルレアンの周囲のわずかの土地を支配するにすぎなかったカペ朝の領地を飛躍的に拡大させることに成功し、フランスをヨーロッパの強国に成長させていきました。ジョン王は、そのことに我慢がならなかったようです。彼はフランスからノルマンディとアンジューの土地を取り戻そうとしました。しかし、この企ては、イングランドの人々に新たな負担を強いることになり、以前にもまして、人々の間にジョン王に対する不信の念を広げていくことになりました。バロンたちの怒りは爆発しました。かれらは都市の商人たちを味方に付け、ロンドン市が門戸をバロンたちに開くに及んで、ジョン王は、バロン=都市商人連合の闘いに抵抗する術がないことを自覚するに至ります。こうして、1215年6月15日、ジョン王は居城ウィンザを出て、テムズ河畔の草地ラニミードに赴き、バロン達との5日間におよぶ協議のすえに、マグナ・カルタの制定に同意することになりました。

(二) マグナ・カルタの成立のおおよその経緯は以上の通りですが、ここで強調しておかねばならないことは、今述べたことは政治史的経過説明であって、マグナ・カルタという存在を生み出した源泉そのものを説明するものではないということです。マッケクニは、このことにつき、1914年の著作において、次のように述べました。「マグナ・カルタは、あまりにもしばしば、偶発的の事件の結果的産物として扱われてきた。その原因がジョン王の個人的な専制と失政以上に深く調べられたことはない。(中略)歴史についてのこのような浅薄な見解は、大問題を左右している原因結果

の繋がり的重要性や必然性を理解していない。(中略) ジョンの経歴中の偶発事件は、イギリスの自由の土台を据えた運動のきっかけとなった出来事であり、原因ではない。マグナ・カルタの起源はあまりにも深いところ⁽⁴⁾にあって、純粹に偶然の現象によって決定されえない⁽⁴⁾。それでは、マグナ・カルタを生み出した深い原因ないし源泉は何なのか。マッケクニは、「1214年5月26日に要求された盾金支払を北方のバロンが拒否したことは、鉾山に天下した火花であった。大憲章のもっとも目立った特徴は、封建的奉仕と賦課金の正確な範囲を定義し、したがって、これらが恣意的に増加されないようにするその気づかいである。封建的義務に関する詳細な知識は、マグナ・カルタ研究のための必要な準備作業となる⁽⁵⁾」とのべ、「封建制」という社会の構造に目を向けています。

一個の社会的構造体としての「封建制」に関する研究は、マッケクニ以降、ヨーロッパの歴史学界において、大いに進みました。数ある重要な研究の中で、「封建制」の全体構造を描いた著作として、私は、マルク・ブロック⁽⁶⁾『封建社会』(1939-40年)とオットー・ブルンナー⁽⁷⁾『領邦と支配』(1939年)をあげたいと思いますが、ここでは、ブロックの封建制論を紹介することにします。彼は、この著作の末尾で、次のように述べています。

封建的主従関係は真の契約であり、しかも双務契約であった。主君も、その約束をたがえたならば、彼の権利を失ったのである。この観念は——国王の主要な臣下が同時にその家臣でもあったことから——不可避免的に政治の領域へもちこまれた。(中略) 以上のような観念を実行に移したのは、とりわけ家臣層に属する人々であり、また、彼らの心性を形成するのに寄与した諸制度の影響のもとにおいてであった。この意味では、一見無秩序としか見えぬ多くの反乱の中に、やがて大きな影響を及ぼすことになるひとつの原則が存在していたのである。「家臣は彼の国王または彼の裁判官に対し、後者が法に反して行動するとき、反抗することができ、しかも彼らに対して戦いを挑むのを助けることさえできる……。それによって家臣は誠実の義務に反す

ることにはならない」。以上のように『ザクセンシュピーゲル』は述べている。この有名な「抵抗権」は、萌芽的には既に843年のストラスブールの誓約、ならびに、856年にシャルル禿頭王がその大官たちと締結した協約の中に見られたが、13・14世紀になると、それは、西欧世界の一方の端から他方の端にいたるまで、多数の文書の中に反響を喚び起こした。これらの文書は、大部分、あるいは貴族の反動から、あるいはブルジョワジーの利己主義から生まれたものだが、それにもかかわらず未来に対して大きな意義をもつものであった。1215年のイングランドの大憲章、1222年のハンガリーの「金印勅書」、(5つの事例を省略)、1356年におけるラングドックの自治都市の宣言などがその例である。代議制が、イギリスの議会、フランスの三部会、ドイツの身分制議会、スペインのコルテスといったきわめて貴族政的な形態のもとに、ようやく封建的段階から抜け出たばかりで、なおその刻印を帯びていた諸国家の中で生れたということは、決して単なる偶然ではなかった。(中略) われわれヨーロッパの封建制の独自性は、権力を拘束することを可能にしたこの契約の観念に力点が置かれていた、という点にある。そのことによって、たとえこの制度が下層の人々にとってどんなに苛酷なものであったにせよ、封建制はわれわれの文明に、われわれが今日なおそれを糧として生きることを望むなにものかをまさしく遺贈してくれたのである。⁽⁸⁾

この見事な文章に、私から付け加えることは、何もありません。このブロックの文章の引用をもって、マグナ・カルタに関する考察を終えることとし、章をあらためて、六角氏式目について、お話することになります。

II 六角氏式目 (1567年)

1 六角氏式目の成立経緯

この講義の冒頭で、六角氏式目とは、16世紀に近江国南半を支配した戦国大名六角氏の領国法であることを述べましたが、六角氏式目についての考察に入る前に、いまして詳しく、六角氏および六角氏式目の成立の経緯

について説明しておくことにします。

六角氏は、鎌倉以前より近江の地を支配し、鎌倉幕府創業の功臣ともなった佐々木定綱の末裔です。定綱には4人の男子がいましたが、四男信綱が嫡流を受け継いで近江国守護となりました。信綱にも4人の男子がおり、三男泰綱を祖として六角氏、四男氏信を祖として京極氏が成立しました（六角、京極という名称は、京都における居所が、それぞれ、六角東洞院の六角堂と京極高辻にあったからだとされる）。そして、この六角氏と京極氏とが、室町時代になると、近江国を二分して（南半を六角氏、北半を京極氏）、守護として支配することになりました。ただし、応仁の乱後、守護京極氏は配下の浅井氏の下克上により傀儡と化し、16世紀中葉になると、浅井氏は戦国大名というにふさわしい実力を備えるようになり、近江国は、北の浅井氏と南の六角氏とが激しく対立しあう時代に入ります。

六角氏式目の成立の直接のきっかけは、1563年（永禄6）に起きたいわゆる観音寺騒動⁽⁹⁾でした。この騒動は、六角氏の居城である観音寺城において、時の大名六角義治が重臣の一人であった後藤賢豊とその子らを暗殺した事件です。事件の詳細は不明ですが、次のような背景があったと推定されています。すなわち、戦国大名権力を強化しようとする六角氏およびこれを支持する家臣と、六角氏家臣ながら、六角氏に対抗して、領国内の商業支配などの点で強大な権力を掌握していた後藤氏およびこれと連携している家臣との間の対立です。この対立を、大名の側から暴力的に解決しようとしたのが、観音寺騒動でした。この暗殺事件は、しかし、後藤派を一掃するようなものではなかったので、支配層の中に深刻な亀裂が残り、六角氏領国は大混乱に陥りました。事態の收拾と秩序の再建が必須となり、そのために、式目が制定されたのでした。このことは、式目の題名が、「当国一乱已後、公私意に任せず、猥りがはしき輩御成敗たる条々」（観音寺騒動以後、紛争・事件を起こしたものを裁くにあたり、基準とすべき条々）となっていることに端的に示されています。「当国一乱」とは、観音寺騒動を意味します。

右の式目標題は、式目制定の目的が、「公私意に任せず」に、「猥りがはしき輩」を「御成敗」することにあつたことを示しています。「公私意に任せず」は、「大名（公）および家臣たち（私）の恣意によってではなく」というほどの意味でしょう。ここには、式目は、紛争ないし事件を起こしたものを、大名を含む諸個人の恣意によってではなく、客観的な規範を基準として裁判するためのものである、とする法思想が表明されています。

式目の成立の背景には、今一つ、式目制定の前年の1566年（永禄9）に、浅井氏と激しい戦争を経験したということがありました。結果は六角氏の惨敗だったのですが、それはともかくとして、戦争が式目制定の一つのきっかけをなしたことは、後に引用する、家臣団が大名にあてた起請文と、大名が家臣団にあてた起請文とのいずれにも、このことへの言及があることによって、知られます。家臣団は、今後予想される戦争において忠節を尽くすことを誓うとともに、戦功・武略への恩賞は万人に差別なく行われるべきことを大名が誓約したことを忝く思うことを記し、大名は、今後の戦争において、家臣団に忠節を尽くすことを求めるとともに、その場合には、臆・偏頗なく褒美を与えることを誓約しております。

しかし、ここで、マグナ・カルタの成立に関して述べたことと同じことを述べておかねばなりません。ジョン王の暴政やフランスとの戦争における惨敗という事件は、マグナ・カルタの成立にとって、ひとつのきっかけではあつたが、真の原因と云うるものではなかつたと述べたことと同様の意味において、観音寺騒動や浅井氏との戦争は、六角氏式目の制定のきっかけであっても、真の原因と云うるものではなかつたということがあります。式目の成立の真の原因は、わが国の中世社会の構造的性質に求めねばならないのですが、このことについては、式目それ自体についての考察の後に、あらためて取り上げることにします。

2 六角氏式目の形式

(1) 式目全体——大名と家臣団の契約

六角氏式目の形式は、マグナ・カルタと同様に、大名の制定法という外観をもっていますが、内実は、大名と家臣団の契約でありました。まず、式目を引用してみましょう（Ⅰ、ⅡA、ⅡBは水林が付した。67箇条の法文は省略）。

[Ⅰ]

- 当国一乱已後、公私意に任せず、猥りがはしき輩、御成敗たる条々
- 一 ……（文章省略）……
- ……（65箇条省略）……
- 一 ……（文章省略）……

右条々、短才の間、了簡蒙昧のみか。しかしながら当国のほか他見を憚らるべし。なほもつて忿劇に依り、急ぎ相定むる所、静案に及ばざるの条、御追加あるべき題目出来すべし。しからば、おのおのに仰せ聞かされ、議定せらるべきものなり。よって定め置かるる所件のごとし。

永禄拾年四月十八日

[ⅡA]

敬白天罰靈社上卷起請文前書事

- 一 御政道法度の事、御諍を得、愚暗の旨趣書き立て、上覧に備ふるところ、御許容成され、すなはち御誓詞あり、定め置かるる儀、忝き次第に候。しかるうへは、条々永く相違致すべからず。なほもつてこのほか書きいれらるべき題目出来せば、おのおのに仰せ聞かされ、御追加有るべき事。
- 一 訴論御沙汰に及ばれ、非抛たる輩棄て置かるるところ、或は道理の旨を知りながら、無理の御成敗と号し、或は連々忠節奉公の功を申し立て、述懐申す儀、聊かもつてこれあるべからず。なかんづく、御成敗の

是非御談合として、おのおのに仰せ聞かされば、愚意の及ぶところ、権勢を恐れず、縁者・親類等を顧みず、順路のごとく申し上げべき事。

- 一 数日御究明の淵底を遂げられ、題目御批判においては、定め置かるる条目の旨をもつて、御順路たるべし。しかれども愚慮の輩、非儀の御裁断と覚悟せしめ、訴訟を相棄てざるは、蒙昧の致すところたるべし。しからば、すでに奉書を成さるるところ、親類一族を相語らひ、拘へ申すにおいては、しかしながら御成敗に相背くものなり。御下知を成さるる以後、相拘へ申すべからざる事。
- 一 親類他人の訴論に限らず、非拠を知りながら、執次ぎ申す儀、これあるべからず。諸篇御国・御家のため、しかるべからざる儀、執申すべからず。随分正意を嗜み、御世長久を願ふべき事。
- 一 南北都鄙鉾楯につきて、おのおの随分忠節を抽じ奉るべし。聊も油断致すべからず。しからば、万人御差別なく、戦功・武略ともにもつて粉骨の輩、その浅深を糺され、御恩賞を与へらるべき旨忝く存ずる事。

右条々、もし偽相違致さば、靈社上巻起請文の御罰、深く厚く罷り蒙るべきものなり。よつて前書件の如し。

永禄拾年四月十八日

關次第

三上越後守 恒安判
…… (一八名省略) ……
馬淵兵部少輔 建綱

布施淡路入道殿

狛 丹後守殿

[II B]

敬白天罰靈社上巻起請文前書之事

- 一 國中法度今度定め置く旨、永く相違あるべからず。このほか書き入る

べき条数これあらば、重ねておのおの相談をもつて追加せらるべき事。

- 一 御沙汰憲法たるべき上は、訴訟に及ぶ子細においては、或は親近の浅深につきて最戻せしめ、或は奏者の好悪により偏頗を致す儀、これあるべからず。道理の旨に任せ、万民に対し順路のごとく成敗を加ふべき事。
- 一 南北鉾楯最中たる上は、申すに及ばずといへども、戦功・武略ともに忠節を竭さるべき儀肝要に候。しかるうへは、賞禄最戻・偏頗あるべからず。大功大忠においては、力の及ぶ限りこれを計らふべし。なほもつて軽重を糺し、褒美を加ふべき間、粉骨の輩の労功、永く失ふべからざるの条、諸卒の働き、聊も偽られず、廉直に告知せらるべき事。

右条々、偽これあらば、此靈社上卷起請文天罰を蒙るべきものなり。よって前書件の如し。

永禄拾年四月十八日

承禎御判

義治御判

各中

式目は、おおづかみに、二つの部分からなります（Ⅰ・Ⅱ）。Ⅰは、「当国一乱已後……」という標題に始まり、67箇条の条文を本体とし、「右条々、短才の間、……よって定め置かるる所件のごとし」で結ばれる部分です。Ⅱは、大名と家臣団の双方が互いに、式目などを遵守することを誓う起請文（誓詞とも言われる誓約書）です。ⅡAが家臣団、ⅡBが大名の起請文です。

六角氏式目は、家臣団の起請文の冒頭条文に、「御政道法度の事、…（中略）…定め置かるる儀、忝き次第に候」（この御式目を制定されましたことは、恐れ多いことでございます）とありますように、マグナ・カルタと同じ

く、大名が発布した法でありませぬ。しかし、六角氏が一方的に定めた法典ではありませぬでした。このことは、次の二つの事実が示しています。第 1 に、式目の起草は家臣団に委ねられたことです。II A 冒頭に見える、「御詔を得、愚暗の旨趣書き立て、上覧に備ふるところ、御許容成され、すなはち御誓詞あり」（この式目制定のことについて、殿からのご命令を受けて、我々が草案を書き、殿にご覧いただいたところ、これでよいのではないかというお許しがあり、殿もこの式目を遵守する旨の起請文をお書きになりました）という文章がそのことを示しています。第 2 に、この式目を遵守することを、家臣団と大名の双方が誓約したことです。家臣団起請文冒頭条文の上記引用箇所が続けて、家臣団は、「しかるうへは、条々永く相違致すべからず」とのべ、大名父子（承禎・義治）も、起請文の冒頭条文で、同様に「国中法度今度定め置く旨、永く相違あるべからず」と記しました。そして双方ともに、起請文を相手方に宛てています。家臣団の起請文の宛名となっている布施淡路入道と狛丹後守はおそらく大名の側近ないし最有力家臣で、家臣団はこの 2 名に対して家臣団起請文を大名父子に披露することを求めているものと思われます。対して、大名父子の起請文は「各中」すなわち家臣各自に宛てられています。以上の二つの事実は、式目が、大名と家臣団との契約であることを示しています。そして、その契約の遵守を、双方とも、「靈社」（靈験あらたかな神社）に対しても誓い、約束違反があるならば「天罰」を蒙るであろうことを述べたのでした。

（2）各条文の形式——大名を拘束する規範と家臣団の内部規範

（一） 以上は、式目全体の形式的特点ですが、各条文の形式にも注目すべきものがありました。結論からまず申しますと、条文の中には、大づかみに、A「可被＋動詞」、「不可被＋動詞」の形で記される文章（「被」は動詞に付せられて尊敬の意味をつくる助動詞「る」「らる」⁽¹¹⁾）と、B「可＋動詞」、「不可＋動詞」の形、すなわち、尊敬表現がない形で記される文章とがありますが、A は、式目の実質的制定主体である家臣団が大名の統治行為

を拘束するための規範を記した文、Bは、家臣団が自分たちの行為のあり方を規律するための規範を記した文です。例をあげてみましょう。

まずAについて、同じ条文に「可被＋動詞」と「不可被＋動詞」の形がともに登場する例をあげます。

第一〇条

[原漢文] 諸沽却之地、可被勘落次第、給恩之地并相隠本領主、代官等為所行、於放券之地者、可被棄破、於私領我物者、一切不可被勘落。

[訓み下し文] 諸沽却の地、勘落せらるべき次第。給恩の地ならびに本領主に相隠し代官等の所行として放券の地においては、棄破せらるべし。私領・我物においては、一切勘落せらるべからず。

[現代語訳] 売却された土地を没収なさるべきことについて。給恩地および代官等が本領主に隠して売却した土地については、その売却は無効となさるべきである。私領すなわち自分自身の物については、土地を没収なさってはならない。

次にBについて、「可＋動詞」と「不可＋動詞」の形がともに出てくる条文として、たとえば、次のものがあります。

第一六条

[原漢文] 代官職其外諸職改替事、為領主所務人、於取上者、未進可為棄破、為代官作人於上之者、未進不可為棄破。

[訓み下し文] 代官職そのほか諸職改替の事。領主・所務人として、取り上ぐるにおいては、未進棄破すべし。代官・作人としてこれを上ぐるにおいては、未進棄破すべからず。

[現代語訳] 領主が代官職など諸職にあるものの職を解き他の者をこれに補任する事について。領主の側が諸職を取り上げる場合には、年

貢未納分はないものとすべきである。代官などの側から職を辞任する場合は、年貢未納分をないものとしてはならない。

以上の A と B の例を比較しますと、漢語の名詞に動詞「す」が付加されたサ行変格活用動詞についての比較にもなっていることがわかります。すなわち、「棄破」という漢語名詞に「す」という動詞が付加された「棄破す」について、A・B は、次のような書き方になっています。

A 可被棄破 (棄破せらるべし)

B 可為棄破 (棄破すべし)

このような文章の形式の差異が、そのまま、大名を名宛人とする法文 (A) と家臣団を名宛人とする法文すなわち家臣団の内部的規律 (B) との差異となっているわけです。

(二) それでは、式目において、A 型と B 型の条文数はどうなっているのでしょうか。数えてみたところ、次のようでした。すなわち、①すべて A 型の文章によって構成されている条文数は 34 箇条 (全 67 箇条中の約 51%)、②すべて B 型の文章によって構成されている条文数は 19 箇条 (約 28%)、③ A 型と B 型の文章がまじっている条文数は 13 箇条 (約 19%)、④ その他 (領主の代官や領民を名宛人とする条文) が 3 箇条 (約 4%)。大名の統治行為のあり方を示した条文数は——①に③を加えて——、47 箇条 (約 70%) ということになります。

以上のことは、六角氏式目の基調は、大名を名宛人として、大名の統治行為のあり方を拘束するものであることを示しています。約 30% は家臣団などの行為のあり方を指示するものですが、しかし、大名が、一方的に、家臣団たちの行為を規制するというものではありませんでした。式目は、先に述べましたように、家臣団の起草になるものですから、家臣団を拘束する条文は、家臣団の自己統治活動を表現するものです。

3 六角氏式目の内容

(一) 次に、式目の内容について見てみましょう。表2aをご覧ください。マグナ・カルタとの比較という観点から、式目67箇条のうち、大名を名宛人とする条文を抜き出して、それらを、内容に応じてグループ化してみたものです。マグナ・カルタは、前に述べましたように、ほとんどの条文が王の統治行為を制約することを目的とするものでありましたから、式目についても、まずは、大名の統治行為を拘束する条文に着目しようというわけです。

(I) 最初のグループは、宗教に関することを規定した2つの条文です。マグナ・カルタの冒頭条文も、教会の自由を主題の一つとする条文でした。中世的世界においては、宗教界と世俗権力との関係が最重要事項であったことが窺われます。

(II) 次は、領主の家および所領に対する支配の自由に関する条文群です。多くの条文からなっており、おおづかみに、(1)自律的ないし自由な所領支配の保障、(2)領主が創建した私的寺院に対する領主支配の自由、(3)大名による恣意的賦課の禁止、などの小グループに細分されます。これらは、すべて、マグナ・カルタにも見られたものです。

(III) 犯罪と刑罰に関する条文群は、マグナ・カルタよりも少しばかり詳細です。式目は、マグナ・カルタと同様に、犯罪と刑罰の均衡という原則を規定した条文とともに、いくつかの個別的犯罪についての条文を備えています。

(IV) これは、条文数ということでは、領主の家・所領支配の自由について規定した条文群よりもさらに大規模なグループです。式目本文の条文だけですでに最多ですが、起請文を含めれば、条文数はさらに多くなります。

内容はといえば、表中で(1)(2)の二つの小グループにまとめた全9箇条は、〈自力救済の禁止→道理を糺明する裁判→この判決への服従〉という論理を展開するものです。実力ではなく言論による闘いとしての裁判、し

表 2 a 大名を名宛人とする六角氏式目諸条文の概要 (内容別整理)

凡例

- ①列: 水林によるグルーピングと名称付与、②列: 条文番号 (K は家臣団起請文、D は大名起請文、結は本文の結びの文章の意)、③列: 標題、
- ④列: 条文の宛人の別と文章表現
- A 大名: 「被……」(「…なさってください」)、「可被…」(「…なさるべきである」)、「不可御…」(「…なさってはならない」)などの、家臣から大名に対する要求、命令。
- B 家臣団: 「可…」(「…すべきである」)、「不可……」(「…してはならない」)という、家臣団(一揆衆)相互の契約ないし裁判規範の定立。
- C 家臣の代官・領民: 代官や領民の義務を定めるという形での、一揆衆の契約
- ⑤列: 条文の内容の要約。上記の尊敬表現の有無を一目瞭然の形で示すために、「可被」または「可」の部分は原漢文表記のままとした。

I 宗教					
①	②	③	④	⑤	
宗教	1	神社・仏寺関係訴訟	A	神社・仏寺の訴訟は、早く受理し、祭礼・修理・興隆などのことを速やかに「可被仰付」。	
	2	山門領 (延暦寺領)	A	先の日蓮宗鎮圧の際に延暦寺と六角氏との間で「被談定旨」は、現在も妥当すべきである。	
II 領主の家・所領支配の自由					
(1) 自律的所領支配	3	知行地および寺庵・与力・被官	A	観音寺騒動以前の所領支配は現在も「不可有相違」、押領・代官などの年貢懈怠は「被退之、如元可有知行事」。	
	4	他人の知行の押領・抑留	B A	他人の知行地の押領などは最も重大な不法行為であるから、すぐに本来の領主に「可相渡之」…不法行為者が応じない場合には、大名が「可被催促」。それでも承引しない場合は「可被加御退治」ことを「可被仰聞」。 B 不法者に対する大名の「仰聞」があった場合、家臣は「一味同心して「可相備」。縁者・親類でも「不可致荷担」。	
	6	大名祖先の廟所・祈願所など	A	大名の祖先の廟所などを、坊主が他人に譲与・売却したことがあったが、それは「可被棄破」。	
	7	私的寺領など	A B A	名は御祈願所であっても家臣などが私力をもって創建した寺については、譲与・売却は「可被任其意」。[上]は「不可有御拘惜」。 B ただし、恒例の御礼・役儀などの賦課は「不可令退転」。 A 退転の場合、大名は「被成御尋、堅可被仰付」。	
(2) 私的寺院支配の保障	8	家臣が檀那として支配する寺	A	坊主などが譲与・売却した場合、大名は「可被棄破」。ただし、坊主などが私的に買得した地は別である。	
	9	家臣それぞれの寺庵の自律性	B	大名の寺奉行、訴訟の取次役が非分のことを言ってきたも、「不可有承引」。	
	10	家臣売却地の大名による没収	A	給恩地売却、代官による無断売却は「可被棄破」。私領については「不可被勘落」、給恩地でも大名が承認した売却は「不可為棄破」。	
	33	諸公事役御免除地	A	古も今もともに、「不可被棄破」。	
(3) 恣意的賦課の禁止	34	庄例・法度の尊重	A	「不可被棄破」。	
	35	新儀の諸役・夫役の禁止	A	これまで行われていない諸役・夫役は、新たに「不可被仰付」。	
	36	旧來からの諸役・夫役	A	これについて違背する者がいれば、「被任先例、堅可被仰付」。	
	39	大名が所領に賦課する段銭	A	段銭は以前同様に「可被仰付」。臨時の役儀賦課については、土民百姓に対して御憐憫の情をもって、「可被相叶」。	
(4) その他	40	竹木御用	A	竹木を御用として伐り召すとき、不当な量を「不可被相懸」。奉行が礼銭(賄賂)をとって、御用に立てない分を取りのけて置くようなことがあれば、それらの者に「可被加御成敗」。	
	47	讓状等の日付の新古	A	「御成敗式目」の規定では反対に、日付が先の与奉状・讓状を「可被用」。但し、寺院の相続に関しては例外とし、かねてよりの仕方に従って「可被逐御裁断」。	
(1) 総論	31	犯罪の深淺と刑罰の輕重の対応	A	犯罪の深淺によって刑罰の「被札輕重、可被仰付」。	
	(2) 各論	30	山賊・海賊・夜討・強盜など	A	大名は「可被御成敗」。犯人仲間が返志(密告)するならば、「被免其咎」、犯人の跡職は密告者に御褒美として「可給之」。嫌疑をかける時は、「御成敗」の先例にならって、犯行現場の遠近を「被札」、「可被仰付」。
		41	文書偽造	A	文書偽造は死刑・流刑に「可被処」。文書偽造がない場合、文書偽造だと告訴・告発した者が、死刑・流刑。
		42	文書の写しと正文とが相違の場合	A	法廷に提出した写し(案文)と正文とが相違している場合、写しは無効である。しかし重要ではない落字・重複はありうることであり、「不可被成反古」。重要な語の落字などは意図的であり謀書同様である。大名は「御分別」をもって文章を觀察し「可被加御成敗」。
(3) 縁坐	44	博奕	A	大名は賭博を「被停止」。違反者は死罪・流罪に「可被処」。跡職は犯人を告発した者(訴人)の「御褒美」として「可給」。博打に参加していたものでも返志(密告)の者については咎を免じ、「御褒美」があるべきである。博奕の場所を提供した者は、博奕をした者と同様に「可被処罪科」。各人跡職は訴人に「被仰付」が、給恩地については御褒美に「不可被相加」。	
	32	縁坐	A	重科のために、犯人の父子・夫妻も咎に処すか否かは、「被任式目御法、可被加御成敗」。	
IV 裁判					
(1) 自力救済禁止	12	喧嘩・刃傷・殺害事件	B	たとえ父子が討たれた場合でも、堪忍して「可致注進」。復讐などは「背御法」ことであり、かえって「可為曲事」。	
			A	大名は犯人に対して早速に「可被加御成敗」。復讐への合力も「被停止」。故にこれに違背する者は程度に応じて「可被相計」。	

	13	山野・井水に関する争論	B A	前条と同様、武力による解決ではなく、「可致注進」庄郷の領民が蜂起した場合、張本人を特定する告訴書発があったとしても「不可被開召入」。庄郷全体に「可被相懸答」。
(2) 道理の追求 公正な裁判	K2	道理への服従	B	道理ある大名の判決には従う。判決の是非について大名からお尋ねがあれば、権勢を恐れず、縁者・親類だからといって無条件に味方するのではなく、ひたすら道理だと思ふことを述べる。
	K3	乱明を遂げた判決への服従	B	時間をかけて乱明を遂げた大名の判決には従わねばならない。
	K4	道理なき訴訟の取次禁止	B	道理のない主張と知りながら訴訟を執りつてはならない。
	D2	道理への服従	A	裁判するにあたり、親近の浅深や好悪の感情によって偏頗があつてはならない。道理に従わねばならない。
	37	御乱明なき裁判の禁止	A	御乱明をせず、当事者（被告側）に陳弁の機会を与えずになされる「一方向不可被御判」。
	38	代々大名の判決の維持	A	代々の大名の判決は、「不可被棄破」。ただし、その判決が不当であつた場合は、後の裁判で「不可被引用」。
	57	主張の優劣が明瞭な裁判	A	この場合でも、原告被告双方を法廷に呼び出し、対決（口頭弁論）を行った上で、速やかに「可被加御成敗」。
(3) 裁判中の係争物件	26	訴訟中の土地などの仮差押	A	火急の場合は、期限を定めて「御押可被遣」。火急ではない場合は、双方の言い分を「被開召、於其上、可被相押」。一応の御尋もなく「被押置儀、不可在」。
	27	仮差押物件に対する中間狼藉	A	大名によって仮差押がなされたにもかかわらず、これに承認せず、一方当事者 A が物件の利益を行う（中間狼藉）ような状況において、何方当事者 B が大名に注進するならば、大名はその実否について「被逐御乱明」、事実であれば、実体法の理非にかかわらず、当該土地を他方当事者 B に「可被付」。B の言うことが虚言ならば、当該物件は A に「可被付」。
	28	仮差押物件の扶持申請	A	大名が仮差押した物件上の年貢や山林竹木などを扶持してほしいと願う者がいても、大名は、「不可被宛行」。
	29	召文違背と係争物件	A	大名法廷への召喚状が三度なされてもお応じない場合、係争物件は相手方に「被付」、召文違背の咎に「可被処」。
(4) 強制執行	53	催促奉行・御中間（強制執行吏）	A	大名の強制執行吏に対して執行を承認せず暴力行為に及ぶものがある。前々からの「御法」に従い、「可被加御成敗」。
	54	子細乱明後の催促（強制執行）	A	これについては、立符（執行中止命令）を「不可被仰出」。
	55	年貢・貸借物の返還の催促（強制執行）	A	①大名役人（御中間）による強制執行に際して、被告側から異議が申し立てられ、②これを大名が「被開召」ならば、このことを原告に「被仰聞」、期限を定めて執行を「可被相立」。③執行の停止期間中に被告が筋の通った主張を「不致言上」の場合、再度御中間を派遣し、強制執行すべきである。この場合、もはや執行の中止命令書を「不可被遣」。
	56	同上	A	前条（55 条）①について、②原告が筋の通った異議を述べることができないままに執行の停止を主張した場合には、③大名は、執行停止命令を「不可被遣」。
(5) 訴訟費用	63	訴訟費用	B A	訴訟を提起したとき、原告・被告ともに、各、訴訟費として1貫200文を奉行所に「可相渡」。判決が下され、敗訴となつた者の出銭1貫文は、寺社修理料に「可被付」。勝訴者の出銭1貫文はそのまま「可被返付」、200文は奉行人が「可致」。
	45	主従訴訟等	A	従者が主人を訴えたとしても、大名は「不可被能御許答」。
(6) 主従訴訟等	46	親子・師弟訴訟	A	子が親を、弟子が師匠を訴えたとしても、大名は「不可被能御許答」。但し、親・師が道理に背いていれば、大名は「御思慮、御分別」をもって「御成敗」をなさるべきである。
	58	寄親の吹挙状なき訴訟	A	寄親の吹挙なしに与力・寺庵などが訴訟におよんだ場合、「不可被開召入」。与力・寺庵などに趣旨を言上させ、大名は寄親に、「上」として「御尋」あるべきである。
			B	「上」の「御尋」に対して、与力・寺庵は存分に「可申上」。

V 統治権力——家臣団の立法権力と裁判権力

立法権力	結	家臣団の立法権力	A	式目に追加すべきことが生じた場合、大名はその旨を家臣団に仰せられた上で議定すべきものである。
	K1	同上	B	立法の発議は大名、起草は家臣団。
	D1	同上	A	式目に追加すべきことが生じた場合、家臣団が相談して定めるべきである。
訴訟取次	66	訴訟を取り次ぐ沙汰奏者人事に対する大名の介入禁止	B A	この式目において誓約した御前若衆もまた、御沙汰奏者として、大名に「可申上」（訴訟を取り次ぐべきである）。 大名は、この式目において誓約した面々には入っていない人を御沙汰奏者に「不可被加」。ただし、若衆に「被仰聞」、若衆が承知した場合には、「可被入」。大名が以上の手続のほかには御沙汰奏者を「被仕」ことは「不可」である。
	67	同上	A B	前2箇条が定める以外の仕方では家臣が御沙汰奏者を推薦することは「可被停止」。奏者を通さず内々に大名に訴願があつても、「不可被開召入」。 御沙汰奏者を通さず内々に訴願することは、違法「可為」。

VI 家臣団の側からの大名の統治行為の積極的要請——年貢

年貢徴収	16	年貢未進に対する措置	B A	①領主・所務人が代官職等を没収する場合は、未進分は「可為棄破」、②代官・作人が返上する場合、未進分は「不可為棄破」。 A 上記②の場合、子細を大名に言上し、「代官職などを別人に申し付けてのち、年月を経過したとしても、先の代官・作人に未進があるならば、大名は未進分の弁済を「可被仰付」。
	18	年貢の請取	B C A	年貢が納入されたならば、請取を「可出之」。 C 領主が請取を出すことを拒むような場合、領民は大名に「可注進」。 A 大名は、請取を出すよう、催促を「可被仰付」。
	20	代官の年貢無沙汰	C A	領主の代官が、百姓が年貢を未進しているために領主に対して請求などを納入できない場合、代官は、未進の百姓と年貢を納入した百姓の人数を記した文書を、虚説なきこととの起請文（誓約文）を添えて領主に提出し、納入分については、速やかに「可弁出」。 A 大名は、年貢を納入しない百姓に対して、「可被入誼責使」。
	21	守護使不入を理由とする年貢無沙汰	B A	守護使不入の地と号して年貢などを無沙汰する者がいる場合、その地の領主に対して、（家臣一同は）その次第を説明し、誼責使を「可入」。三度説明の文書を届けても、領主から返答がない場合は、（家臣一同は）大名に「可言言上」。 A 大名は御中間を「可被遣」。
	22	領民の年貢無沙汰の闘争	A	領民たちが年貢・諸成物を無沙汰し、誼責使を受け入れないために実力闘争にでた場合、大名は「可被加御成敗」。
	24	同上	A	庄郷の百姓が年貢を無沙汰し下地を返上することは田畠を荒らす悪行であり、「可被加御成敗」。ただし、領主が新儀の課役などを懸けているからだと言上するならば、大名は実否を「被開召分、可被停止濫務」。

かも、権勢や近親者に阿ることのなく、ひたすら道理が何であるかを探求するための裁判が強調されました。

(3)(4)(5)の三つの小グループにまとめたものは、訴訟手続に関するものです。先の式目の引用文にも表にも掲げませんでしたが、式目(永禄10年4月18日)には、後日、二度にわたり追加法が付加されたのですが(一つは同年5月4日、いまひとつは年月日不詳の、ともに三箇条からなるもの)、後者の追加法はもっぱら訴訟手続について定めたものでした。式目を起草した家臣団が、自分たちの権利保障の最後の砦となる大名の裁判のあり方について、大きな関心をはらっていたことが知られると思います。

(V) このグループの条文群についても、以上と同じことが言えます。66条・67条の2箇条は、事件が大名の法廷で裁かれるには、「御沙汰奏者」とよばれた訴訟取次人を介さねばならないことを規定しています。そのような仕方では、家臣団は——式目起草という形で、事実上、立法権力を独占することに加えて——、裁判権力を大名と分有したわけです。

(二) 以上、六角氏式目が、マグナ・カルタときわめて類似する特徴を有する法典であったことをご理解いただけたかと思いますが、式目には、マグナ・カルタには見られない特徴もありました。その一つは、表2aの最後にかかげた(VI)グループの存在です。このグループにまとめた条文群は、家臣団が大名と対峙して大名の権力を限定するというのではなく、反対に、家臣団が大名の権力を呼び出す性質のものでした。そして、そのような性質の条文群は、みな、年貢収取という、個々の家臣の領民支配にかかわるものでした。家臣個々人や家臣団の力だけでは実現が困難になってきた領民支配を、大名権力の力をかりて実現しようとする性質のものでした。

いま一つは、家臣団が自分たちを名宛人として起草した条文群が存在することです。これを表2bにまとめてみました。これらの条文が、何故に、大名の統治に関する規定の形をとらず、家臣団内部の取り決めのような体裁をとることになったのか、私にはよくわからないところがあり、こ

表2b 家臣団を名宛人とする六角氏式目諸条文の概要

(①から⑤までの意味は、表2aと同じ)

①	②	③	⑤
宗教		25 領主の被官の末子の出家	領主に届けた上での出家は問題ない。たとえ届けがなくとも、年月を経たならば出家を認める。ただし、領主が寺をも支配している場合は、これまで召し遣ってきた「可為如」。
所領支配	私的寺社	9 家臣それぞれの寺庵の自律性	大名の寺奉行、訴訟の取次役が非分のことを言ってきた、「不可有承引」。
	取用	19 不知行の職・土地の返上願	不知行の職・土地について返上すると言う者がいても「不可請取」。前々から抱えている者から「可取之」。
	相続	48 粧田（女子が相続した田）	粧田（親が女子に与えら田）は「可為如約諾文書」。文書なき場合、粧田は女の生家へ「可返付」。
	売買	11 田畑二重譲渡	文書の年号の前後に関係なく、元の所有者にかわって耕作している者が「可為理運」。二重譲渡を受けたそれぞれが耕作せず、証文を有するだけの場合は、証文の日付の古い者が「可致知行」。知行できないことになった買手は、法（大法）と放券状の趣旨にしたがって、売手の子孫にかかっていって、「本銭可執之」。
	年貢	14 損免	損免について庄例・郷例があるが、大名は「被棄破」ので、今後は、所努人・地主・名主・作人などが立ち会い、災害状況について内検し、「可下行」。領民が立毛を見せずに刈り取った場合は、損免の主張はみとめず、「悉可有納所」。損免を行ってこなかった土地については、今後も「不可有損免沙汰」。礼銭（賄賂）で損免を買い取ることは禁止されたので、それは曲事である。
15 同上		定斗代などについては、たとえ先例があったとしても、損免の沙汰「不可有」。	
17 取立と未進		わずかの年貢を何年かまとめて過分に取り立てることは「不可然」。毎年納所「可有」。催促しても年貢を納入することがないならば、庄例により、職を改替するか、下地を「可流執」。	
	23 領民の年貢無沙汰の闘争	領民たちが譴責使を拒否するために他人の家屋を借りて隠れている場合、家臣一同の譴責使は屋内に入り、「可有譴責」	
犯罪と刑罰	49 妻敵討	密夫・密婦ともに、一同が「可討」。	
	62 夫による妻殺害の咎	この場合でも、領地を没収すること「不可成」。	
贓物と闕所	贓物	43 盗人・贓物	盗みの被害者（主）が盗人を捕らえても、これを引き渡さないのであれば、公文所・市町に預けられている贓物を被害者に「不可返遣」。被害者が盗人を探し出そうとした場合には、盗人が逐電して逮捕できない場合でも、贓物は被害者に「可返付」。贓物を返した場合、代金の損失は贓物を購入した買手の負担であること勿論である。盗人が所有者本人を知らない場合でも、ある者が所有者であることが証拠上あきらかである場合には、その者に贓物を「可返付」。
		60 闕所	闕所（犯人から没収された土地）については、それぞれの地域で従来から行われているよう「可為」。
	逐電	61 貧窮の領民の逐電	地頭として闕所、「不可有」。失人の主が「可相計」。
債権債務	50 貸借	借物の一部が返還されたとき、その分について「請取可出」。皆済の時は「可返付借書」。借書を返付されない場合、その旨「致注進」し、「可及催促」。	
	51 連署借（連帯債務）	連帯債務の場合、ある債務者一人に弁済を求めても弁済がないとき、借書の文言に従い、その他の債務者によって、「可有其弁」。譴責使によって取り立てられた債務全額および取立にもなって支弁した費用は、連署した連帯債務者に請求して「可執」。連帯債務者が一人を除いて逐電した場合でも、その一人は元利を「可相弁」。	
	52 債務者とその保証人	債務弁済はまず債務者本人に請求を「可致」。その上で、本人が債務を履行しない場合、保証人に「可令催促」。保証人は本人に「可相懸」。	
訴訟費用	64 喧嘩等の注進、年貢などの取立のための御中間申請、取立中止の申請の際の費用	訴訟銭は「不可出」。ただし、事の是非を「御糺明」することになったときには、前条にしたがひ、それぞれ、訴訟銭1貫200文を奉行所へ「可相渡」。	
訴訟取次人	65 訴訟取次	この式目において誓約した面々が、御沙汰奏者として、大名に「可申上」（訴訟を取り次ぐべきである）。	

れについては、引き続き考えてみたいと思います。

4 六角氏式目の成立根拠

(一) 以上のような形式と内容を有する六角氏式目は、この章の冒頭で述べましたように、六角氏大名領国における大名と家臣団との激しい対立、および、六角氏と浅井氏との戦争を具体的なきっかけとして成立したものでした。しかし、それとともに、私は、それらは、あくまできっかけにすぎなかったこと、式目の成立の根本原因を理解するためには、わが国の中世社会の構造的特質に目を向けねばならないことを強調しておきました。六角氏式目論の最後に、この点について述べておきたいと思います。

式目の最も重要な特徴の一つは、それが、大名と家臣団の契約であるということでしたが、この契約という観念は、わが国の中世社会に深く根ざすものでした。「主従の契り」という言葉があることは周知のことと思いますが、式目における大名と家臣団の契約はその一形態ということができます。

しかし、ここではさらに、式目全67箇条のうちの30%ほどの条文は、家臣団の内部的取り決めすなわち家臣たちの間での契約の様相を呈していたことに注意したいと思います。その家臣団は、その中に身分的高下のない平等な人々の集団として観念されていました。このことは、式目に付された家臣団の起請文の署名が「鬮次第」と記されていることに示されています。序列がないことを明示するための工夫として、署名の順番を鬮引きで決め、かつ、そのことを明示したわけです。

(二) このような、身分的に平等な人々が契約によって連合して一つの秩序を形成することを、当時の人々は「一揆」などと称し、成文化された契約がある場合には、それを「一揆契約状」「一揆契諾状」などとよびました。そして、戦国大名権力の歴史的前提として、そのような在地領主たちの一揆が広く展開しておりました。⁽¹²⁾

一揆から戦国大名への道筋は一つではなく、大づかみに、(a) 一揆が、

その内部の権力闘争を通じて、大名（一揆構成員の一人が上昇転化したもの）と第二次的一揆としての家臣団に分解していく型と、(b)一揆が、守護などの既存の権威者を戦国大名として仰ぐことを通じて、戦国大名の下の第二次的一揆に転化していく型とがありましたが、六角氏は(b)型に属します。したがって、家臣団は第二次的一揆ということになりますが、その歴史的前提として、一揆契約状という成文規則は残されていないものの、当然に、口頭の約束や儀式の形での同盟すなわち一揆契約それ自体は存在したのではないかと推測されます。このように推測するにあたり、今日の身分契約の典型例である婚姻契約を想起することが有益だと思います。婚姻において作成される文書は役所に提出される「婚姻届」です。契約それ自体は、通常、「結婚式」という儀式における当事者の口頭による誓約の形でなされます。身分契約においては、まず何よりも、儀式と儀式における言葉が重要なのです。

以上のように考えますと、一揆契約状は、一揆形成儀式およびそこでの口頭契約の海にうかぶ島のごとき存在であったと思われませんが、その島の一例として、安芸国の国人領主たちが、1404年（応永11）に作成した「安芸国々人同心条々事⁽¹³⁾」を紹介したいと思います。

安芸国々人同心条々事 次第不同

- 一 故無くして本領を召し放たるるに至りては、一同に嘆き申すべき事。
- 一 国役等の事、時宜に依り談合有るべき事。
- 一 是非において弓矢の一大事は、時剋を廻らさずに馳せ集まり、身々の大事として奔走致すべき事。
- 一 この衆中において、相論の子細出来せば、共に談合せしめ、理非につき合力あるべき事。
- 一 京都様御事は、この人数相共に 上意を仰ぎ申すべき事。
若しこの条々に違背せば、

日本国中大小神祇、別しては、巖島大明神御罰を、
各々罷り蒙るべく候。仍って連署の状、件の如し。

応永十一年九月廿三日

小河内

沙弥妙語 (花押)

(以下32名連署、省略)

この一揆契約状に署名した33名の領主のうち5名は「毛利」を名乗っています。これを差し引いた28名のうち、複数の同一姓が見られるのは「天野」(2名)および「横山」(2名)で、残る24人は別々の姓です。このような署名状況から、この時点ですでに毛利氏の力が相対的に強かったことがうかがわれますが、⁽¹⁴⁾しかし、「次第不同」と明記されているように、33名は、身分的には平等な存在でした。この一揆契約状から約150年後、毛利氏は、同じ地に戦国大名権力を樹立することになり、毛利氏を除く一揆衆は第二次的な一揆としての毛利氏家臣団となるのですが、これに先行する歴史的段階として、まだ大名というものを上部に戴かない、一地域の在地領主たちが水平的に連合してその地を共同で統治する一揆権力が存在したということに、注意を促しておきたいと思います。

話題を近江国六角氏に戻しますと、ここには、式目に署名した領主よりも一段下位のレベルに、「郡中惣」とよばれる、小領主たちの一揆が展開していました。甲賀郡中惣の名で知られる在地の権力体です。そして、その南の伊賀国でも小領主たちの伊賀惣国一揆が盛んに活動し、その東の伊勢国一志郡小倭七郷では、「小倭衆」による地域支配が行われていました。伊賀惣国一揆と小倭衆とは、それぞれ、「惣国一揆掟之事」、⁽¹⁵⁾「真盛上人様江申上候条々事」⁽¹⁶⁾と題する一揆契約状を作成し、これらが今日にまで残されております。中世は、文字通り、一揆契約の時代なのでした。そのような社会構造の基礎の上に、観音寺騒動および浅井氏との戦争という二つの

政治的事件をきっかけとして、六角氏領国では、大名と家臣団との契約形式の法が制定されたわけです。

結 び

これまで述べてきたことによって、マグナ・カルタと六角氏式目とが、本質を同じくする法であることがご理解いただけたのではないかと思います。そのことを再確認していただくために、表3と図1を作成しました。

表3は、マグナ・カルタと六角氏式目の規律内容を対照できるように、表にまとめたものです。六角氏式目については表2をそのまま簡略化しましたが、マグナ・カルタについては、六角氏式目との対照に便利のように、項目の順番と数字記号を六角氏式目の場合に合わせて書き直しました。マグナ・カルタは、先に述べましたように、体系化が未熟な法典ですから、順番を変えてもマグナ・カルタの本来の性質を損ずることはありませんから、このような措置も許されるかと思います。構造の類似性は一見して明らかです。イングランドのバロン達と近江国の在地領主たちは、同型の法典を作ることを通じて、王ないし大名の権力の行使の仕方を規律し、もって、自らの自由を確保しようとしたのでした。

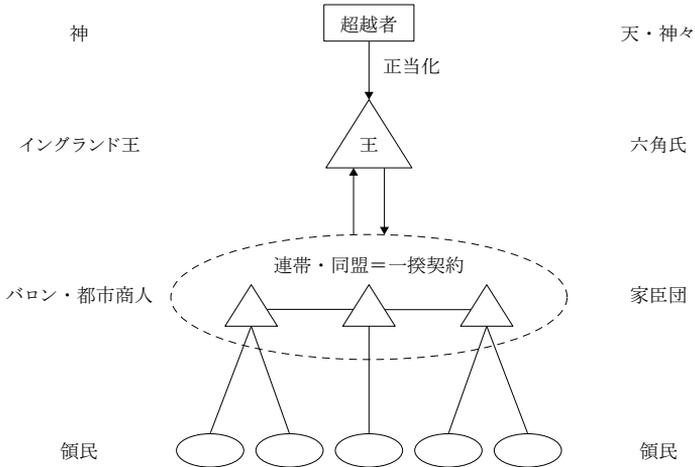
図1は、マグナ・カルタ体制と六角氏式目体制を図解してみたものです。基本的に同一の構造図を描くことができます。領主たち（バロン・家臣団）はともに水平的に連合する組織すなわち一揆を形成しています。その一揆は、王権（イギリス王・六角氏）と支配をめぐる契約——領主たちの自由を保障する仕方です王が支配するという契約——を結んでいます。そして、このような権力構造を究極において正当化するものが超越者（神・天）です。

この最後の点については、これまで触れる機会がありませんでしたので、ここで補っておきましょう。イングランドにおいて、マグナ・カルタ体制を正当化する権威が神であったことは、マグナ・カルタ冒頭の次の文

表 3 マグナ・カルタと六角氏式目の規律内容の比較

マグナ・カルタ	六角氏式目
I 総論——教会と臣民の自由の保障	I 宗教
II 領主支配の自由	II 領主支配の自由
1 領主裁判権の維持	1 自律的所領支配
2 領主の私的教会支配の保障	2 領主の私的寺院支配の保障
3 恣意的賦課の禁止	3 恣意的賦課の禁止
4 臣下の死に際しての王権の臣下の家への介入の否定	4 その他
III 犯罪と刑罰	III 犯罪と刑罰
VI 裁判	IV 裁判
1 裁判官の資質	1 自力救済の禁止
2 裁判官有資格者	2 道理の支配・公正な裁判
3 裁判所管轄	3 裁判中の係争物件
4 裁判する義務・公正な裁判	4 強制執行
5 同輩による裁判	5 訴訟費用
V 統治権力——バロン連合の権力	VI 統治権力——家臣団の立法権力と裁判権力
V 王の債務者の権利保護	VII 家臣団の側からの大名の統治行為の積極的 要請——年貢收取
IV 都市・商人の自由	
VII これまでの悪政の是正措置	
VIII 外国人の権利など	

図 1 マグナカルタ・六角氏式目体制図解



章に端的に示されています。「神の恩寵によるイングランド王、アイルランド領主、ノルマンディとアキテーヌの公にしてアンジュー伯であるジョンは、大司教、司教、大修道院長、伯、パロン、裁判官、林野官、シェリフ、代官、執行役人および彼のすべての執行吏と忠誠なる家臣たちへ挨拶を送る」（前文第1文）。「神の恩寵」という表現に注目して下さい。いわゆる神授王権です。もちろん、神という存在がまずあって、それが王およびその下の秩序を正当化する、というのではなく、神という観念は当時の人々が生み出したものですが、その神観念によって、マグナ・カルタによって定義された王権が正当化されているわけです。六角氏領国においては、「天」でした。このことは、式目の起請文標題に「天罰靈社」とあり、その末文に「右条々、偽これあらば、此靈社上卷起請文天罰を蒙るべきものなり」などと記されていることによって知られます。六角氏は守護ですから、論理的には、その上位にこの職に任じた将軍が位置し、この将軍の上には、将軍職を補任する資格を有する天皇が存在するのですが、六角氏式目には、将軍も天皇も登場しません。〈天皇一将軍一守護六角氏〉という、律令国家の官僚制機構に連なる正当化方式ではなく、現世の存在とは異なる、靈験あらたかな超越者たる「天」という中世的な権威によって、六角氏式目体制は正当化されたのでした。

自民党「日本国憲法改正草案」およびその解説書は、冒頭でも触れましたように、日本国憲法の根本にある自然法観念（天賦人權論）を外来の思想と決めつけ、日本の憲法思想はそれとは別のところ、すなわち、西欧とは異なる「固有の文化」、「天皇を戴く国家」の観念にあり、それは「長い歴史」を有している、という趣旨のことを述べています。しかし、本日の講義では、それとは正反対の、天賦人權観念の母体となりうる中世立憲主義が、わが国にもたしかに存在したのだ、ということをお話いたしました。今日の講義は、日本の国制と法の歴史の中の中世という時代——しかもその一部——についてのみ取り上げたにすぎず、日本法の歴史の全体像

を提示したものではありません。現在、最重要の法的政治的争点となっている日本国憲法「改正」問題——日本国憲法と自民党「日本国憲法改正草案」の対立——を、この国の歴史的文脈において正確に理解するためには、〈中世立憲主義→日本国憲法における近現代立憲主義〉の線ばかりでなく、〈古代律令国家における反立憲主義→近世幕藩体制における反立憲主義→近代天皇制国家・大日本帝国憲法体制における反立憲主義的契機→自民党「日本国憲法改正草案」〉の線を観察しなければなりません。また、わが国の立憲主義の起源を尋ねるためには、中世よりもさらに遡り、古代律令国家以前の列島古代の国制史（ヤマト政権＝古墳時代、さらには、弥生・縄文）を探究しなければなりません。「長い歴史」というならば、天皇制の起点たる律令天皇制以降の高々1300年ほどの「短い歴史」ではなく、列島住民の何万年にも及ぶ、真の意味での「長い歴史」を考えねばならないのです。その歴史を、立憲主義と反立憲主義の相克という観点から本格的に研究することは、今後の課題です。さしあたっては、見通しだけを述べたものにすぎませんが、私のいくつかの著作・論文を参照していただければ、幸いです。⁽¹⁷⁾ 御静聴、ありがとうございました。

- (1) 本稿に直接に深く関係する私の既発表論文として、次の3つをあげておく。参照いただければ、幸いである。「立憲主義とその危機—歴史的考察」（『法律時報』88巻5号、2016年）、「比較憲法史論の視座転換と視野拡大——ドゥブレ論文の深化と発展のための一つの試み」（レジス・ドゥブレ＝樋口陽一＝三浦信孝＝水林章＝水林彪『思想としての〈共和国〉』みすず書房、2016年）、「支配と自己統治——憲法「改正」問題についてのヴェーバー的読解の試み」（宇都宮京子＝小林純＝中野敏男＝水林彪編著『マックス・ヴェーバー研究の現在』創文社、2016年）
- (2) マグナ・カルタに関する知識は、主として、W. S. Makechnie, *Magna Carta: a commentary on the great charter of King John with an historical introduction*, 1914. による。マグナ・カルタの邦訳は、基本的に、禿氏好文氏による同書の邦訳『マグナ・カルターイギリス封建制度の法と歴史一』（ミネルヴァ書房、1993年）を用いた。
- (3) Max Weber, *Rechtssoziologie*, in *Wirtschaft und Gesellschaft*, 5 Aufl. 世良晃志郎訳『法社会学』創文社、1974年
- (4) Makechnie, *op. cit.* p. 3, 邦訳3頁

- (5) Makechnie, *op. cit.* p. 52, 邦訳53頁
- (6) Marc Bloch, *La société féodale : la formation des liens de dépendance*, 1939, *La société féodale : les classes et le gouvernement des hommes*, 1940, Albin Michel
- (7) Otto Brunner, *Land und Herrschaft : Grundfragen der territorialen Verfassungsgeschichte Südostdeutschlands im Mittelalter*, Rohrer, 1939
- (8) Marc Bloch, *La société féodale*, Albin Michel, 1970, pp. 617~619. 堀米庸三監訳『封建社会』（岩波書店、1995年）554~555頁
- (9) 日本思想大系21『中世政治社会思想』上（岩波書店、1972年）解題、箕田正道「戦国期における近江後藤氏について—観音寺騒動の史的意義—」（上・下）（『史境』第49・50号、2004年）、新谷和之「戦国期近江における権力支配の構造—六角氏を中心に—」（『ヒストリア』第247号、2014年）
- (10) 『中世政治社会思想』上（前掲註9）所収。
- (11) 辛島美絵「古文書における「る・らる（被）」の特色」（九州大学国語国文学会『語文研究』71号、1991年）。
- (12) 水林彪『封建制の再編と日本的社会の確立』（山川出版社、1988年）、同『天皇制史論』（岩波書店、2006年）。
- (13) 『中世政治社会思想』上（前掲註9）406頁
- (14) 『中世政治社会思想』上（前掲註9）473頁
- (15) 『中世政治社会思想』上（前掲註9）413頁
- (16) 瀬田勝哉「中世末期の在地徳政」（『史学雑誌』77編9号、1968年）
- (17) 「立憲主義とその危機—歴史的考察」、「比較憲法史論の視座転換と視野拡大——ドゥブレ論文の深化と発展のための一つの試み」（前掲註1）、『天皇制史論』（前掲註12）。